

2020年1月30日

各 位

丸三証券株式会社

「R&I 顧客本位の投信販売会社評価」においてA+の評価を取得いたしました

当社は、「いついかなる場合にもお客様に対して奉仕の心を失うことのないよう誓う」ことを経営理念に掲げ、お客様本位の企業活動に努めています。

そして、2017年6月に『お客様本位の業務運営への取組方針』を新たに定め、その取組みを強化しております。

このような中、当社のお客様本位の業務運営のうち投資信託の販売姿勢について、第三者機関である株式会社格付投資情報センターから客観的な評価を頂きましたので、ここに公表させていただきます。

今後も、「お客様に選ばれる証券会社」を目指し、皆さまのご期待に沿えるよう誠心誠意努めて参りますので、引き続き、ご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上

評価公表日：2020年1月30日

評価対象	評価符号
<p style="text-align: center;">丸三証券</p> <p>【会社概要】 関東を中心に29店舗を構える独立系の中堅証券会社。投資信託によるグローバルな資産運用の提案に力を入れる。</p>	

【評価維持】

FDに関する方針決定、社内への浸透策、投信の選定に至るまで経営トップが強く関与している点、「長期保有が顧客の利益につながる」という考え方を重視し、販売実績にも表れている点などを引き続き評価し、「A+」を維持した。

評価のポイント

- 顧客本位の業務運営に係る方針等の策定・公表等
経営トップの強いリーダーシップの下、顧客本位の投信販売(Fiduciary Duty:FD)を推進している。経営陣と関連部署が協議を重ねて方針を決定しており、役割と推進体制は明確である。FDに関する重要業績評価指標(KPI)は半年に一度のペースでの公表を続けている。
- 顧客の最善の利益の追求
「お客様の投信保有期間の長期化が、お客様の利益の最大化につながる」という考え方を明確にしている。その考えに則ったうえで、適切な販売につながるよう営業員の専門性向上を目指し、研修や勉強会に力を入れているほか、資格取得推進のための施策を継続的に強化している。
- 投信販売方針策定及び販売、レビュー
投信の販売方針は、経営陣が最初から議論に加わり、トップダウンで決定している。新規資金の獲得を最重要視し、乗り換えを抑制するなど、顧客本位の販売方針を心掛けている。投信保有顧客損益のプラス割合は業界トップクラスである。
- 取扱投信の選定・モニタリング
新規商品導入、勧誘停止とも経営トップが関与し、マーケットや投信業界動向などを吟味したうえで決定している。販売後は運用内容を常時モニタリングし、経営トップが参加する会議にてチェックしている。
- 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等
表彰制度は新規資金導入を最重要視しており、FD方針に沿った適切な動機づけに注力している。業績評価でも手数料収入よりも新規資金導入を重視している。数字だけでなく、定性面も踏まえた評価を取り入れている。

「R&I 顧客本位の投信販売会社評価」について

銀行、証券会社などが、いかに投資信託の販売において「顧客本位の業務運営」を行っているか、その取組方針や取組状況を依頼に基づき、中立的な第三者の立場から評価します。投資信託の購入に際してアドバイスを必要としている個人投資家が販売会社を選ぶ際に、この評価を参考指標として利用することを想定しています。

評価符号とその定義は以下の通りです。

符号	定義
SS	顧客の最善の利益を図るための取組みが十分に行われており、非常に多くの優れた要素がある。
S	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われており、多くの優れた要素がある。
A	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われており、優れた要素がある。
B	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われているが、改善すべき要素がある。
C	顧客の最善の利益を図るための取組みが不十分であり、改善すべき要素が多い。

(注) SとAについては、上位評価に近いものにプラスの表示をし、それぞれS+、A+と表示することがあります。プラスも符号の一部です。

R&I 顧客本位の投信販売会社評価は、投信販売業務を行う金融事業者の「顧客本位の業務運営」に関するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。十分信頼できると判断される情報源からの情報に基づき評価を実施していますが、その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。この評価情報の利用によって何らかの損害が発生した場合、その原因がいかなるものであれ、R&Iは一切の責任を負わないものとします。R&I 顧客本位の投信販売会社評価はR&I 投信定性評価・定量評価レーティングとはそれぞれ独立のものであり、互いの評価に影響を与えるものではありません。R&I 顧客本位の投信販売会社評価の業務は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定されるその他業務（信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。